

JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン

(47 都道府県サッカー協会/9 地域サッカー協会向け)

第 10 版 (2021 年 12 月 22 日作成)

公益財団法人 日本サッカー協会

目次

<u>改定履歴</u> P. 2
<u>はじめに</u> P. 3
<u>「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」について</u>	
1. <u>ガイドラインの構成</u> P. 4
2. <u>ガイドライン策定の基本方針</u> P. 4
3. <u>ガイドラインの運用方針</u> P. 5
4. <u>コロナ禍におけるサッカー活動の実施の判断にあたって</u> P. 5
5. <u>活動再開にあたっての留意点（各種手引き・チェックリスト）</u> P. 12
<u>(参考) 各団体が発出する各種方針・ガイドライン等</u> P. 57

改定履歴

発行	日付	内容
第1版	2020年5月22日	－
第2版	2020年6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 5/25 公表の政府方針を踏まえた更新（P.7,8） ● 熱中症の予防に向けた留意点の加筆（P.15）
第3版	2020年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の活動レベルにおける地域間移動にかかる扱いについての更新（P.6,7,15） ● 感染状況悪化に伴う事業実施の考え方の加筆（P.9-12） ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の改定（P.27-58） ● 健康チェックシートの様式改定 ※これまで3種類(参加チーム用、大会関係者用、メディア用)作成していたフォーマットを1種類に統一
第4版	2020年8月14日	<ul style="list-style-type: none"> ● 8/7 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえた活動方針の修正（P.6-8） ● 7/23 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正（P.9-11） ● ドブ漬けの扱いについての更新(P.18、チェックシート)
第5版	2020年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 8/24 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正（P.9,10）
第6版	2020年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 競技会における応援スタイルについて、「禁止される行為」から「手拍子」の項目を削除（P.37）
第7版	2020年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 9/11 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正(P.9～13) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正（P.32、34、38～42、44、49～53、58、チェックシート）
第8版	2020年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通的留意事項に移動及び宿泊時の留意点を追記（P23～25、チェックシート（競技会運営用））
第9版	2021年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「活動レベル」及び活動レベルに応じた「活動の範囲」の設定を廃止し、新たに「事業の実施における考え方」を提示（主にP.8、9） ※その他本ガイドライン中の活動レベル等の記述は削除/修正 ● 1/7 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡で規定する、イベント規模・感染防止策の指針を追加（P.9～11） ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正（P.36、40、42、44、46、52）
第10版	2021年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府方針の改定に伴う表現の修正（P.5） ● 政府方針の改定に伴う「新たな活動レベルの考え方」の追加(P.6～11) ● 「トレーニング活動再開に向けた留意点（チーム・指導者向け）」におけるフィジカルガイドラインの記述の加除修正（参照先の追記）（P.21） ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正（P.31、34、35、36、39、44、45、46）

はじめに

2020 年の年初より感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、社会・経済活動が停滞する中、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、政府の方針等に基づいて、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められており、日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会等においても、各種統括団体向けのガイドラインが策定・公表されているところです。

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）は、こうした政府の方針や上位団体のガイドラインに基づき策定したものであり、各種の事業を再開するに当たっての道筋や基準を整理し、また、事業再開時及び再開後における感染拡大予防のための留意点を「手引き・チェックリスト」としてまとめたものです。

各都道府県サッカー協会・各地域サッカー協会（以下、「各 FAJ」）及び加盟チームにおかれましては、それぞれにおける事業や活動を実施される際に本ガイドラインを参考いただくとともに、適宜、運動部活動を実施する各学校等にも情報共有として展開ください。また、特に各都道府県協会におかれでは、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、地域特性に応じた各都道府県のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、本ガイドラインは現段階の上位団体が作成するガイドラインや、得られている知見等に基づき作成しています。今後、これらが改定された場合には、本ガイドラインについても逐次見直すことがあり得ることに御留意ください。

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」について

1. ガイドラインの構成

本ガイドラインは以下の要素により構成されます。

① 活動時の基準

サッカー活動の実施・再開にあたり、その可否を判断する際の考え方・指標などを提示

② 活動時の留意点（各種手引き・チェックリスト）

サッカー活動を実施する際に準備しておくべき事項、配慮するべきポイント等を整理

2. ガイドライン策定の基本方針

本ガイドラインの策定にあたっては以下の項目を基本方針として掲げました。

① 安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等、サッカーファミリー全体が安全に活動できる環境を提供する

② 不当な扱い・差別等の禁止

地域の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはなく、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許容しない

③ リスペクト

関わる全ての方を大切に思い、困難な状況にあるサッカーファミリーに手を差し伸べ、笑顔あふれるサッカー環境を再構築すべく全力を尽くす。

④ 「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応

Before コロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計する

⑤ サッカー界の抜本的見直し

今回のコロナ禍を契機とし、組織の在り方や個別事業の設計について抜本的な見直しを図る（リスクとチャンス）

3. ガイドラインの運用方針

本ガイドラインについては、以下の考え方に基づき運用されるものとします。

＜本ガイドラインの拘束力＞

本ガイドラインはあくまで、各 FA の活動再開及び各時点において実施し得る活動について、目安として参考すべき留意点等をまとめたものです。そのため、各 FA やチーム等の活動に対して拘束力を持つものではありません。

＜本ガイドラインの適用の優先度＞

本ガイドラインは主に政府の方針や上位団体が作成する指針に基づき、各 FA やチーム等が活動する際に参考にするために作成されたものであることから、その適用にあたっては、その時点での政府及び各自治体の方針や上位団体が作成するガイドラインが優先されるものとします。

※Jリーグや JFL 等トップリーグの開催・運営においては、各団体が別途作成するガイドライン等がある場合はそれらが優先されます

＜運用の際の留意点＞

各 FA やチーム等においては、各地域での事業や活動を実施する際には、まずは当該地域での自治体の方針や指導を遵守いただくとともに、選手等の安全を最優先として、活動の開始時期や事業実施の可否について最終的な判断をいただくようお願いいたします。

＜本ガイドラインの改定＞

本ガイドラインは、政府の方針や上位団体の示すガイドラインに変更があった場合や本協会が必要と判断した場合に改定を行うものとします。

4. コロナ禍におけるサッカー活動の実施の判断にあたって

(1) 活動の前提となるコロナウイルス感染状況のレベルの確認

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、新型コロナウイルスの感染状況に応じて 5 つのレベルを設定しています。各 FA においては、それぞれの都道府県が現在いずれのレベルにあるのか、適宜自治体のホームページなどから確認してください。

レベル	状況	対策
4（避けたい）	一般医療を制限してもコロナ対応ができない	<ul style="list-style-type: none">さらなる医療の制限「災害医療」的対策として、国が都道府県を支援・調整
3（対策を強化）	一般医療を相当制限しなければコロナ対応ができない	<ul style="list-style-type: none">大都市圏では緊急事態宣言集中検査、飲食店営業やイベント開催の制限地方部ではまん延防止等充填措置も含めた措置
2（警戒を強化）	新規感染者が増加傾向 病床増で適切に対応できる	<ul style="list-style-type: none">自治体が必要な対策に着手保健所の体制強化病床を段階的に確保感染リスクの高い行動回避を呼びかけ
1（維持すべき）	一般医療が安定的に確保され、 新型コロナにも対応できる	<ul style="list-style-type: none">ワクチン接種の推進医療提供体制の強化基本的な感染対策の継続日常生活・社会経済活動の回復が可能
0（感染者ゼロ）	新規陽性者がゼロ	

（出典）新型コロナウイルス感染症対策分科会資料などからJFA作成

参考：

各レベルの分類における考え方([新型コロナウイルス感染症対策分科会作成資料](#))

第10回新型コロナウイルス
感染症対策分科会

新たなレベル分類の考え方

I. 新たな考え方

○従来のステージ分類の考え方は、ワクチン接種が行われていない時期における新規陽性者数と医療逼迫との関係の検証を基に新規陽性者数を含めた様々な指標の目安を設定したものであった。

○そうした中、最近になり、国民のワクチン接種率が70%を超え、医療提供体制の強化や治療薬の開発が進んできたことで、新規陽性者数の中でも軽症者の割合が多くなり、重症者としての入院病床の利用も半分以下に減少してきている。

○したがって、新型コロナウイルス感染症との向き合い方について、新たな考え方方が求められる。

○すなわち、医療逼迫が生じない水準に感染を抑えることで、日常生活の制限を段階的に緩和し、教育や日常生活、社会経済活動の回復を促進すべきである。

○一方で、地域の状況を個別に見ると新規陽性者数と医療逼迫との関係は都道府県によって大きく異なり、新規陽性者数の目安を全国一律には設定できない状況になってきている。

○このことから、各都道府県が、各地域の感染の状況や医療逼迫の状況を評価し、必要な対策を遅滞なく講じる必要が出てきた。

○今回の新たな提言ではレベルを5つに分類するが、具体的に目指すべきは、安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況（レベル1）であり、その維持のためには、以下(1)-(3)の対策を進めることが必要になる。

(1) ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施
(2) 医療提供体制の強化（治療薬へのアクセス向上を含む）
(3) 総合的な感染対策の継続

①個人の基本的感染防止策
②検査体制の充実及びサーベイランスの強化（国民の感染状況把握のための抗体検査等）
③積極的疫学調査の徹底（感染源調査及びワクチン・検査の戦略的実施等）
④様々な科学技術の活用（二次元バーコード（QRコード）、COCOA、健康観察アプリ、二酸化炭素濃度測定器（CO₂モニター）等）
⑤飲食店の第三者認証の促進

○なお、医療提供体制の強化に関しては、常に医療機関と自治体が認識の一一致に努め、最悪の状況も念頭に事前準備を行い、感染拡大の状況などを踏まえて、段階的に進める体制を構築する必要がある。

第10回新型コロナウイルス
感染症対策分科会

新たなレベル分類の考え方

II. 新たなレベル分類

○今回の5つのレベル分類の考え方とは、感染の状況を引き続き注視するが、医療逼迫の状況により重点を置いたものであり、都道府県ごとに感染の状況や医療逼迫の状況等を評価するためのものである。

○各レベルで必要な対策を機動的に講じるタイミングについては、各都道府県が“予測ツール”^(※1)及びこれまで用いてきた様々な指標^(※2)の双方を用いて総合的に判断する必要がある。

(※1)公開されている予測ツールやその他の推計。なお、予測に際しては、感染者数が少ない場合や予測時点が遅い場合には、精度が低くなることにも注意が必要である。
(※2)新規陽性者数、今週先週比、PCR陽性率、病床使用率、重症病床使用率、入院率、自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値、重症者数、中等症者数、感染経路不明割合等のその他の指標の推移。中等症者数の状況については、各自治体のデータや国立感染症研究所の推計値等を参考に、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーホードにおいて公表していく予定である。

レベル0（感染者ゼロレベル）

○新規陽性者数ゼロを維持できている状況である。
○大都市圏では感染が持続していても、都道府県によっては新規陽性者数がゼロの状況が在り得る。

【求められる対策】
○「I. 新たな考え方」において示した(1)-(3)の対策を行う必要がある。

レベル1（維持すべきレベル）

○安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況である。
○このレベルを維持し、マスク着用など「I. 新たな考え方」において示した(1)-(3)の対策を継続すれば、教育や日常生活、社会経済活動の段階的な回復も可能になる。

【求められる対策】
○「I. 新たな考え方」において示した(1)-(3)の対策を行う必要がある。

新たなレベル分類の考え方

第10回新型コロナウイルス
感染症対策分科会

レベル2（警戒を強化すべきレベル）

- 新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができる状況である。
- このレベルでは、短期間にレベル3に移行する可能性があることから、様々な指標^(※2)を注視しつつ、警戒を強化する必要がある。
- 特に大都市圏でレベル2になった場合には、地方部への感染拡大を抑制するための施策を準備する必要がある。

【警戒強化のための状況の見える化】

- 都市部や地方部に関わらず、各都道府県は、地域の実情に合わせて、以下(1)-(2)に示す方法も用い、その時点の感染や医療の状況及びその後の予測について見える化を進める必要がある。
 - (1) 感染及び医療の状況についての“予測ツール”や上記の様々な指標^(※2)の利用
 - (2) 保健所ごとの感染状況の地図^(※3)などの利用
(※3)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーポードで提示していく。
- レベル1からレベル2への移行の指標及び目安は、地域の実情に合わせて、保健所の逼迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定することが考えられる。
- なお、地方部ではクラスターが少しでも発生すると新規陽性者数の急激な増加につながることが考えられることから、特に、医療提供体制が脆弱な自治体ではレベル2への移行を早期に検討する必要がある。
- その際、新規陽性者数自体は、これまでと同じ値であったとしても、ワクチン接種率の向上等により、これまでよりも医療への負荷が小さくなっていることに留意する必要がある。

【求められる対策】

- 各都道府県は、上記の見える化を通して感染の状況を定期的に予測し、以下のような対策を講じることが必要となる。
- 自治体は人々が感染リスクの高い行動を回避するように呼びかけを行う必要がある。また、自治体は、感染拡大防止のために必要な対策を講じると共に、保健所が逼迫しないように保健所の体制強化を行う必要がある。
- さらに、都道府県は、感染や医療の状況を踏まえ、医療機関と協力して、この時点で必要な病床を段階的に確保していく必要がある。レベル2の最終局面では、一般医療に制限を加えつつも、レベル3の最終局面において必要となる病床の確保に向け準備を行う必要がある。その際、都道府県は、コロナ医療として、オンライン診療の積極的な利用も含め、入院療養、宿泊療養及び自宅療養を一体化的に運用していく必要がある。
- その他、国及び都道府県はレベル3で行う対策の準備を進める必要がある。

3

新たなレベル分類の考え方

第10回新型コロナウイルス
感染症対策分科会

レベル3（対策を強化すべきレベル）

- 一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況である。
- レベル3に移行すると“強い対策”を講じる必要が出てくる。
- このレベル3は、“強い対策”を講じるという意味においては、これまでのステージの考え方^(※4)の概ねステージ3の最終局面及びステージ4に当たる。

(※4)「感染再拡大（リバウンド）防止に向けた指標と考え方に関する提言」（令和3年4月15日提言）。

【対策強化のタイミング】

- レベル2で用いた“予測ツール”及びその他の様々な指標^(※2)に基づき、「3週間後に必要とされる病床数」を都道府県ごとに推計する。
- レベル2からレベル3への移行については、この「3週間後に必要とされる病床数」が各自治体において確保病床数に到達した場合又は病床使用率や重症病床使用率が50%を超えた場合に、都道府県が総合的に判断する。その際には、感染状況その他様々な指標^(※2)も併せて評価する必要がある。

【求められる対策】

- 国及び都道府県は、自治体及び事業者、国民に対して、強い呼びかけを行う必要がある。
- 大都市圏では都道府県を越えた社会経済圏が一体の地域について広域的に“強い対策”を講じることが必要になる。その際の“強い対策”には、病床の更なる確保に加え、例えば、緊急事態措置以外にも、感染拡大防止のために、クラスターが生じている場所や集団に対する集中的な対策（ワクチンや検査の戦略的かつ集中的な実施、飲食店やイベントの人数や時間の制限、対面授業の自粛要請等）を講じることが考えられる。なお、社会経済活動の制限緩和のためのワクチン・検査パッケージの利用については、状況に応じ、継続運用や停止を検討することも必要である。
- 一方、地方部では感染状況が多様であることから、まん延防止等重点措置も含め各地域にふさわしい効果的な対策を講じる必要がある。
- 国は、都道府県の医療逼迫の状況等を総合的に判断して、感染拡大防止策及び医療提供体制の強化など必要な措置を機動的に講じる必要がある。

レベル4（避けたいレベル）

- 一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況である。
- 具体的には、このレベル4では、各自治体の最大確保病床数を超えた数の入院が必要となってくる。この段階になると集中治療の再配分等も現場で検討せざるを得なくなる。

【求められる対策】

- 医療逼迫の状況によっては、都道府県及び医療の現場の判断に基づき、更なる一般医療の制限や積極的疫学調査の重点化などを含めた対応が求められる。国においては、災害医療的な対応として都道府県の支援及び都道府県間の調整を行うとともに、国民に対しても医療の状況について周知する必要がある。

III. 強化された対策の解除

- レベル3で強化された対策については、「緊急事態措置解除の考え方」（令和3年9月8日提言）で示した以下の“医療逼迫に関する指標”に基づき解除を行う必要がある。

(1) 新型コロナウイルス感染症医療の負荷

- ①病床使用率：50%未満。
 - ②重症病床使用率：50%未満。
 - ③入院率：改善傾向にあること。
 - ④重症者数：継続して減少傾向にあること。
 - ⑤中等症者数：継続して減少傾向にあること。
 - ⑥自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値^(※5)：大都市圏では60人/10万人程度に向かって確実に減少していること。その他の地域でも特に療養等調整中の数が減少傾向又は適正な規模に保たれていること。
- (※5)保健所の逼迫の指標。当該指標については各地域の療養者への対応の在り方についての考え方も踏まえて評価すること。なお、今後、自宅療養者について、日々、自宅に於いて臨床医のオンライン等による診療が受けられるようになった場合には、60人/10万人程度よりも高い値を自安として判断することも考えられる。

(2) 一般医療への負荷^(※6)

- ①救急搬送困難事案：大都市圏では減少傾向又は解消。
- (※6)実務的・技術的に全国一律の把握や指標化が難しいとしても、今後、ICUの新型コロナウイルス感染症患者とそれ以外の患者の利用状況など、医療システム全体を総合的に評価していくことが必要である。

(3) 新規陽性者数^(※7)

- 新規陽性者数については、2週間ほど継続して安定的に下降傾向にあることが前提となる。
- (※7)大都市圏では、(1)⑥自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値の60人/10万人程度は新規陽性者数の50人/10万人程度に相当すると考えられる。

(2) 事業の実施における考え方

コロナ禍における事業の実施にあたっては、大きく下記の考え方に基づき、事業の実施主体FAが適切に対応を判断してください。

- 政府が発信する方針や通知、及びそれらを踏まえた各自治体、教育委員会、上位団体等からの要請に応じて、各事業主体FAが事業の実施有無や参加対象者の範囲を判断する
- 事業が2つ以上の自治体間をまたぐ場合には、各自治体の感染状況及びそれぞれの自治体、教育委員会等が発信する要請等を踏まえ、関係者間で協議の上、事業の実施可否等を判断する
- 事業を実施する場合は、当該都道府県、市区町村がいずれのレベルにある場合でも、本ガイドラインや各種手引き、各機関が提示する指針等に基づき、感染予防対策を徹底する
- 緊急事態宣言が発出された場合において、特に学校の休校やイベントの開催自粛など、サッカー関連事業に大きな影響を及ぼす強い要請がある場合には、積極的に事業の中止や延期を判断する

なお、上記に関して政府等が発信する主な方針等は以下のものが挙げられます。

(1) **新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**（新型コロナウイルス感染症対策本部）

政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものです。スポーツ活動も含めた大きな方針がこちらで示されます。

本方針は緊急事態宣言発出などに伴い、改定が隨時行われますので、常に最新のものを把握するよう留意してください。

※対策本部HPでは過去のものも含めて資料が掲載されているため最新版を確認してください

(2) **内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの通知**

主に「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡」として、緊急事態宣言の

発出に伴う基本的対処方針の改定等に合わせて、都道府県知事や関係省庁宛に発出されるものであり、催物（イベント等）の開催制限や、施設の使用制限等についてもこちらの文書にて具体的な指針が示されます。

※推進室HPでは各種資料と混在して掲載されているため検索の際はタイトルを確認ください

③ 関係省庁からの通知

①や②の各種方針や通知等を踏まえ、関係省庁が主に都道府県知事等をはじめ、制度上所管する機関や、関連団体に対して通知を行います。部活動を含むスポーツの関係では、[文部科学省もしくはその外局であるスポーツ庁からの通知](#)が主なものとなります。

④ 各自治体・教育委員会等からの通知

上記①、②、③を踏まえて、各都道府県や市区町村の自治体・教育委員会、スポーツ統括団体等が各種学校、スポーツ団体等に対して通知が発出されます。特に部活動を含む学校活動の運用における方針などについては、同じ上位機関の指針を受けたものであっても、自治体によって取り扱いが異なる場合がありますので、事業の実施を検討する場合は必ず自地域の自治体の方針について確認するよう留意ください。

（3）事業実施時の規模の考え方と感染防止策

事業実施における規模については、政府が示す指針に基づいて事業主体FAが適切に参加者数等の調整を行ってください。また、規模に応じた感染防止策として、政府の指針にて示されるもののほか、本ガイドラインの各種手引きに記載するものを合わせて実行するよう努めてください。

別紙1,2 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡

[「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年11月19日）](#)

感染状況に応じたイベント開催制限等について				別紙1
下記以外の区域	安全計画策定（注1）	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方	その他（安全計画を策定しないイベント）
	人数上限（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%	
重点措置地域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）	
	人数上限（注3）	20,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可)	5,000人	
	収容率（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%	
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）	
	人数上限（注3）	10,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可)	5,000人	
	収容率（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%	

※遊園地など集客施設等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

（注1） 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（注2） 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

（注3） 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注4） 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> * 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
③換気の徹底	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> * 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。
④来場者間の密集回避	<p>□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p>□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や勤線確保等の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャビティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。 <p>□大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤飲食の制限	<p>□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p>□食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p>□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を見短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <p>□自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>

項目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<p>□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</p> <p>□練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</p> <p>□出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</p>
⑦参加者の把握・管理等	<p>□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接觸確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</p> <p>□入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>

（補足）これまでの「活動レベル」及び各レベルにおける「活動の範囲」の取り扱いについて

第8版までのガイドラインにおいて示していた、各感染拡大ステージに連動し設定する「活動レベル」及び各レベルにおける「活動の範囲」については、緊急事態宣言の発出の際に各機関・自治体等より要請される、各種の活動やイベントの開催にかかる制限・留意点などがその時の宣言によって変動することや、関係者の尽力によるサッカー活動現場における各種感染防止策の実行・定着等の状況を踏まえ、一律の文言等をもって行動や活動を規定することが実情にそぐわないと判断し、廃止することといたします。

本ガイドラインを参照される方々におかれでは、今後、これまで以上に、政府及び各自治体等が示す指針等の把握に努め、内容を十分に理解した上で、それぞれの活動の実施について適切な対応をいただくようお願いいたします。

（4）感染状況悪化に伴う事業実施の考え方

新型コロナウイルスの感染状況は、季節や新型株の発生などにより常に変化します。感染状況が悪化する場合には、自治体の方針等を踏まえ、各地域FA・47FAでの事業の実施について、本ガイドライン基本方針に立ち返り、安全最優先で事業の継続・延期・中止等を再検討くださいますようお願いいたします。

＜前提＞

ガイドライン策定の基本方針

- ・安全最優先
- ・不当な扱い、差別等の禁止
- ・リスペクト
- ・「新しい日常」「新しい生活様式」への適応
- ・サッカー界の抜本的見直し

＜感染状況の把握＞

感染状況の悪化にともない、当該地域・都道府県がどのレベルに該当するかについては、当該FAが属する自治体の示す警戒レベル（警報・アラート等）を解釈し、各FAにて主体的に判断し、感染状況を把握いただくようお願いします。

5. 活動再開にあたっての留意点 (各種手引き・チェックリスト例)

- 各種活動の再開に当たっての共通的留意事項 P. 1 3
- トレーニング活動再開に向けた留意点（チーム・指導者向け） P. 2 0
- 新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き及び
チェックリスト・健康チェックシート例 P. 2 4
- 講習・研修会主管 FA 用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例 P. 5 4
- 審判員・審判指導者用（試合参加時）新型コロナウイルス対応版チェックリスト例 P. 5 5
- フットボールセンター管理 FA 用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例 P. 5 6

各種活動の再開に当たっての共通的留意事項について

各種活動の再開に当たって、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が作成する「[新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)」や、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会作成の「[スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#)」に掲げられる「基本的考え方」に基づき、各事業の実施における共通的な留意事項を整理しました。各 FA 及び各チームの責任者の方におかれましては、原則全ての事業において下記のポイントを踏まえた対応を行っていただけようお願いします。

また、当該共通的留意事項とは別に、競技会や研修会などの事業によって個別に手引きやチェックリストを作成しておりますので、隨時合わせて参考ください。

なお、各種活動の再開においては、当該活動が実施される都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、JFA にお問い合わせいただくとともに、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へご相談ください。

＜参加者の安全を最優先にした行動を＞

本ガイドラインの基本方針にも「安全最優先」として掲げる通り、**各都道府県における活動の再開にあたっては、何よりもまず参加者の人命や健康を最優先にした事業の計画・実行を行っていただけようお願いいたします。**緊急事態宣言が解除された地域や都道府県知事から自粛要請が解除された地域においても、感染予防に向けて取り得る十分な環境が整えられない場合は、参加者・スタッフの安全を第一にして、イベント等の延期や中止の判断を積極的に行ってください。

＜不当な扱い・差別等を許容しない＞

現在、残念ながら、国内外で感染者や診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷の例が複数報告されていますが、**サッカー界は、このような差別等※の発生を一切許容せず、断固たる姿勢で臨みます。**各 FA におかれましても、現場や SNS 等でこうした事象が発生した場合は決して容認することなく強い態度で制止していただき、行為が続くようであれば毅然とした対応をお取りくださいようお願いいたします。

なお、こうした差別等の予防という観点でも、イベント等参加者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の個人情報等の取り扱いには十分配慮してください。

※ここでいう「差別等」には、活動現場や SNS 上での感染者等に対する差別的な発言・態度のようなものだけでなく、例えば、コロナ感染を避けるために選手がチーム活動への参加を、もしくは、チームが大会等への参加を一時的に辞退する/したことを理由として、チームの指導者が当該選手を、または、事業主催者が当該チームを不適に扱うことなども含まれます

1. 事前の対応

事業主体 FA は、事業実施会場において感染防止対策に向けた準備を行うとともに、参加者に対し、感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。大会などにおいては FA 及び参加チームはそれぞれ感染対策責任者を設置し、イベント等の事前、当日、事後にお互いが連絡を取り合える環境を構築してください。

参加者への連絡事項

事業主体 FA がイベント・競技会等への参加者に対して事前に求める感染拡大防止のための措置として、以下の項目が挙げられます。FA の感染対策責任者は適切な手段により参加者やチームの感染対策責任者に事前に連絡をとり、以下の項目を伝えてください。また運営に関わる役員、会場スタッフ、ボランティア、メディアその他関係者全員に対しても同様に事前伝達してください。

なお、以下の項目の実行が難しいと判断された場合は、開催都道府県おいて集会・イベントの開催が許可された状況下にあっても、イベント等の中止・延期を検討頂くようお願いします。

(1) 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ（イベント等当日に書面にて確認）

- 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) イベント等参加者全員のマスク着用

(3) 事業主体 FA が示す注意事項の遵守

(4) スポーツイベント終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告

(5) イベント中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど、他人との接触状況の記憶（感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます）

2. 会場における感染防止対策

事業主体 FA は、以下の点に留意して会場の設営・運営を行ってください。

(1) 諸室・テント等

イベント等で使用する諸室等において、以下の対応を行ってください。

- 各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- 全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。
- ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。
- 飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合において、ドブ漬けを使用する際は下記事項を徹底すること。なお、アルコール類の販売は当面は行わない。
 - i. ドブ漬けに手を入れる店員を事前に決め、健康チェックシートで体調管理を徹底する
 - ii. ドブ漬けに手を入れる店員は、紙幣や小銭等の金銭の授受を担当しない
 - iii. ドブ漬けに入れる飲料に他の人が手を触れた場合は、流水等で十分に洗浄する
 - iv. ドブ漬けは購入者が手を入れられない場所に設置する

- 座席を設置する際に前後左右1.5～2m間隔をあけ、お互いが正面に座らないよう配慮する。
- 喫煙所は設けない。

(2) 手洗い場所

イベント参加者や関係者が手洗いをこまめに行えるよう、以下の対応を行ってください。

- 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹼を用意する。
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- アルコール消毒液を設置する。

(3) トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、事業主体FAは、以下の対応を行ってください。

- 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹼を用意する。
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

(4) 更衣室・ロッカールーム

イベントや競技会で更衣室やロッカールームを使用する場合、3つの密が揃うため、感染リスクが比較的高くなります。事業主体FAは、これを踏まえ、更衣室・ロッカールームについて以下の準備を行ってください。

- 広さにはゆとりを持たせ、利用者同士が密になることを避けること。
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる。
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については消毒する。
- 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。

更衣室等利用者の注意事項

- 利用者はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- 利用者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- 利用者はシャワーを交代で使用し、密集を避ける。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

事業主体FAは、イベント等の参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2mが目安）を空けること。（介助者 や誘導者の必要な場合を除く。）強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人々の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとて対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

(6) メディア対応における注意事項

- イベント等の取材申請を事前に締め切ることにより、会場に合わせた3密を避けるための取材者の人数調整が可能となり、取材者に事前に感染防止対策を周知できます。
- イベントを取材するメディアに対しても、1. 事前の対応「参加者への連絡事項」に記載されている内容を遵守するように事前に伝えてください。
- 代表質問を行うなど、取材者の人数も必要最小限となるように調整し、取材者は取材対象者から2mの距離を、取材者同士は最低1m間隔を保つよう声掛けをしてください。また、できるだけ短時間で取材を終えるよう、取材者に対して事前に依頼してください。
- 健康チェックシート[※]を事前に送付し、当日受付で提出してもらってください。
- 競技会におけるメディア対応の詳細については、別途作成する「新型コロナウイルス影響下における競技会・試合運営の手引き」をご確認ください。

※健康チェックシートへの記載事項

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、Email アドレス※個人情報の取扱いに十分注意）
- ② イベント当日の体温
- ③ 競技会前 2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
 - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 臭覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(7) ゴミの廃棄方法

イベント会場等で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒してください。

(8) 夏季における熱中症予防に向けた留意点

気温が高くなる夏季においては、各諸室の窓やドアの開放、参加者にマスク着用を義務化することなどにより、熱中症を発症するリスクが高まることから、感染拡大防止に向けた取組に併せて熱中症の予防も行う必要があります。事業主体FAは、P.21に記載の「[スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について](#)」を参照するとともに、政府が示す「[新しい生活様式](#)における熱中症予防行動のポイント」に基づく下記の点などに留意して各種活動を実施してください。

① マスクの着用

マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）の着用時は、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度の上昇など、身体に負担がかかることがあるため、参加者に対してはこうしたリスクを周知するとともに、こまめな水分補給を心がけることを徹底してください。また、高温や多湿といった環境下では、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクを外しても構わない旨アナウンスをしてください。

② エアコンの使用について

諸室等においてエアコンを使用する場合も、新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなる場合があるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしてください。

③ 涼しい場所への移動について

参加者に対しては、少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所に移動するようアナウンスしてください。なお、会場の関係で、医務室等の諸室にすぐに入ることができない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所への移動を促せるよう事前の準備をしておいてください。

(9) その他

これら（1）～（9）を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。事業主体のFA及び参加チームは、その点を理解した上で、各イベント等の実施や参加をしていただくとともに、関係者の周知を行ってください。

3. 移動・宿泊

競技会やイベントの事業主体FA及びその参加者は、各イベント等の参加にあたり、移動や宿泊が発生する場合は以下の点に留意して対応してください。

（1）移動

① 飛行機、新幹線

i. 飛行機

航空機内は、空気が約3分で、すべて入れ替わる換気のよい空間であるが、可能な限り座席の間隔を空けることやマスクの着用など感染対策は万全に行う

ii. 新幹線

新幹線の車内も、6～8分ですべての空気が入れ替わるが、可能な限り座席の間隔を空けることやマスクの着用など感染対策は万全に行う

② バスによる長距離移動

i. バス会社への事前の依頼事項

- 事前に車内を消毒する
- 運転手の体調管理し、マスク、手袋を着用する

ii. バス車内での社会的距離

- バス内は密をさけるよう人数を極力減らし、着席する席の間隔を空ける（目安：定員50%まで）
- 長時間（2時間以上等）移動の場合、複数台のバスにより密にならない状況を作るなどを検討する

iii. その他の注意事項

- バス内ではマスクを着用する
- 1時間につき3回の換気を推奨として、窓を開けて換気する
- サービスエリア等での休憩時もマスクを着用し、感染予防に務める

③ 近距離の移動

i.近距離の場合の参加者の移動は、可能な限り公共交通機関の利用を避け、バス、乗用車等を利用する。尚、会場の駐車場利用については主管FAの指示に従うこと

ii. 移動に際して、以下の点に留意する

- マスクを着用する
- 長時間（2時間以上等）移動の場合、複数台に分乗して選手間の社会的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保を検討する
- 1時間につき3回の換気を推奨として、窓を開けて換気する

④ 移動中の食事

i.電車又はバスの車内は手狭であり、食事の際、マスクを外すことになるため、感染及び濃厚接触を防ぐ観点から、移動中には食事を慎むことが推奨される。

ii.移動中に食事をとらざるを得ない場合、以下例のとおり感染防止に十分配慮する。

- 車内でできるだけ距離をとる。また対面ですわらない
- 車内の換気に留意する
- 食事をする者以外は、マスクをする
- 食事の直前に手指消毒を行う（手指衛生剤を車内に携行し、使用する）
- 食事は、できるだけ短時間で済ませる

(2) 宿泊

実施する競技会やイベントにおける宿泊の要否については、事業主体FAが主体的に判断を行ってください。その上で宿泊を伴う場合は、事業主体FAは、イベント等に参加するチーム・団体・個人等に対し、以下の留意点や遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 接触による感染リスクからの回避

宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らし、感染リスクを減らす工夫をする

- i.施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討する
- ii.動線（共用の廊下やロビー等）、エレベーターについては、時間を指定することも検討する
- iii.時間指定等により食事会場を参加者の団体の専用とすることができますか検討する
- iv.参加者が使用する部屋は事前に消毒、換気する（宿泊施設への依頼）
- v.参加者の不在時に清掃する、または、清掃しないことも選択肢となる

② 手指消毒液の設置

参加者が訪れる各所に手指消毒液を設置する

（食事会場、マッサージルーム、ミーティングルーム、廊下（フロア等を専有する場合）、その他）

③ チーム・団体の行動規範

- i.自室以外ではマスクを着用する
- ii.エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れないようにする
- iii.ホテルのサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らない

④ 部屋割り

- i.個室を基本に、可能な限り絞った人数での宿泊とし、密を避けて設定する（対応できない場合は、参加者の対策や体調管理を徹底する）
- ii.部屋の換気を良くする（温度21度、湿度50～60%が推奨される）

⑤ 食事

- i.座席は、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保し、向かい合わせの配席はしない
- ii.十分に広い部屋がない場合、グループを分けて食事時間をずらす
- iii.食事は一人ずつ取り分けた状態で用意する
- iv.食事中、宿泊施設の方は部屋にいないようにし、片付けは食事終了後に行う
- v.ビュッフェ形式は、取り分けにより感染リスクが想定されることから見合わせる

⑥ ミーティング

- i.可能な限り、WEB会議システムの利用を検討する
- ii.対面にて実施する場合、部屋の換気に留意する
- iii.参加者は社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保して着席する

4. 事後対応

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、イベント等当日の参加者から取得した書面や健康チェックシートを、保存期間（少なくとも1ヶ月）を明記した上で保存しておくようにしてください。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウィルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

トレーニング活動再開に向けた留意点（チーム・指導者向け）

1. 日常のトレーニング及び練習試合における「感染予防」のためのチェックリスト

チーム・指導者用 新型コロナウイルス対応チェックリスト

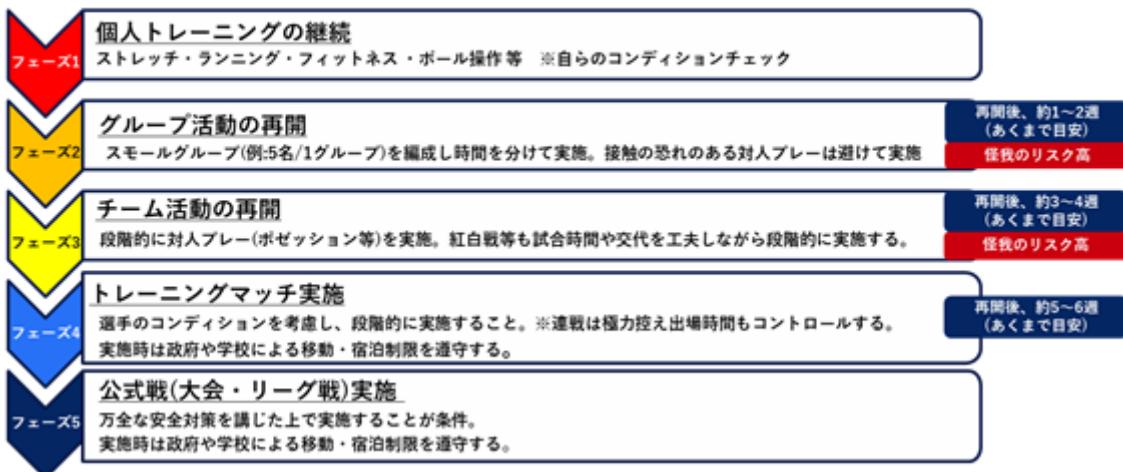
シーン	項目	チェック欄	備考
1 事務準備	(1) チーム内で必ず感染対策責任者を定め、所属協会・連盟担当者の連絡先を把握する。 (2) 活動する上で注意事項を把握する全ての方と共有し理解してもらう。（不安がある場合は参加を見送る） (3) チーム内選手・スタッフの健康管理表を入手し、活動日までの健康チェックを行なう。 (4) 選手が未成年の場合は、保護者が活動内容を理解しておき、参画を了承している。（了承しない場合は無理に参加させない。） (5) マスクを着用する。 (6) 作業の交換や公休の機会時にラッシュ時や混んでいる場面を避ける。 (7) 窓を開ける等、換気がよくなれる工夫をする。 (8) 切符や貰い物、使用指針を読む。その際に使用した指で目を触らない。 (9) 電車・バスなどの公共交通機関内において、常に他の人との距離を保ち、会話を控える。 (10) 目的に応じて着替り、脱ぎ替えて、手すりなどに触れた手を洗浄、消毒。力をこめる。 (11) 喫煙はせず、できる限り吸い殻を捨てない。		
2 往復の移動	(1) 選手・指導者・スタッフ以外はマスクを着用する。 (2) 選手・指導者・スタッフは健康チェック一チームの感染対策責任者に提出する。 (3) 着替えを必ず済ませ、更衣室が早く出る。 (4) 更衣室は窓をあけて換気する。窓を開けたままの状態にしてはいけない。更衣の隣面についてはローテーションを組む等の工夫をする。 (5) 署名手帳等は、必ず各自で記入する形で記録についてしっかりと記述する。 (6) ハンドルの握手部の消毒を徹底する。 (7) サッカーボールの消毒は、アルコールによる消毒に注意を払う。 (8) 水を濁さない水・ホット水にオキシクリーナーを濁さない。 (9) ハンドルの消毒は、必ず行なう。 (10) ドアノブは行なわない。 (11) ミニマークの回数・距離を減らす。もし行く場合は、必ず行なう。		
3 トレーニング・試合前	試合係員のコミュニケーション・結果等 (1) 係員はマスク・ヘルメット・手袋を必ずマスクを使用する。 (2) プレー中の必要な接觸を避ける（投げ戻しの薦め、交代時の握手等）。 (3) ピッチ上でドライメイク等資料など話す際も距離についてしっかりと配慮する。 (4) ハンドルの握手部の消毒を徹底する。 (5) サッカーボールは、アルコールによる消毒をする際は十分に配慮する。 (6) タオルは必ず各自で持つ。タオルを共有しない。 (7) ハンドルの消毒は、必ず行なう。 (8) ハンドルで萬能オフタクトを守り、拭き引い式り、手蘇をかない。 (9) ハンドルで萬能オフタクトを守り、拭き引い式り、手蘇をかない。		
4 トレーニング・試合中	ハーフタイム・交代・休憩時、試合終了時の対応 (1) 更衣室に入る際は必ず手洗い、力をこめる。 (2) 選手交代時に必ずもろまろ手洗い、力をこめる。 (3) 選手の服装の確認、選手登録会議をする（かわいさとしてもその距離には十分に配慮する）。 選手の服装を確認する際は、選手の手元から距離を保つ際は、必ず1m以上離れてください。また、ピッチ外に直接選手を移動させる際は、選手の手元から距離を保つ際は、必ず1m以上離れてください。例：選手登録会議をする際に、選手を直接見ていても、必ず1m以上離れて選手を移動させた場合、選手の手元から距離を保つ際は、必ず1m以上離れてください。 (4) メディカルスタッフはラップスロープを活用する。 (5) 試合中のハーフタイム、選手登録の操作、相手チームへの接觸は行わない。 (6) 試合終了後、選手登録の操作、相手チームへの接觸は行わない。 (7) 更衣室は必ずドアを開けない。更衣の距離についてはローテーションを組む等の工夫をする。 (8) 両替を必ず済ませ、更衣室が早く出る。 (9) シャツの着用についてローテーションを組んで交代で着替える工夫をする。 (10) 試合会場からなるべく、丁度間れた状態で専らするが、持ち返る。 (11) 手洗いの際は必ず消毒する。 (12) ハンドルの消毒をする。 (13) 携帯と共に記念写真を撮る。 (14) 中止に就寝し、十分な睡眠時間確保する。 (15) 寝室は30人以下にしてから感染者が出た場合は、感染者対策責任者に連絡かその旨を伝える。		
5 トレーニング・試合後	選手の退出口方 (1) 床に付いたり拭き、他の利用者に汚なれさせると2.（神奈川県の介助を行なう場合を除く） (2) サイド持出せることのない場合は、一度入室する利用者の数を計測する等の措置を講じること (3) 室内には必ずスプレーディスペンサー・消毒液または落石綿を用意すること (4) 排気扇を常に運転し、換気用の穴を開けたり等、換気口に通さない (5) スタッフが利用する際は、入退室の前に手洗いをする。		
6 解毛線の過ごし方	選手室、宿泊施設への入室 (1) 手洗い・手拭は必ずマスクの裏面または落石綿を用意すること (2) 「手洗いは30分以上」「手の表示をすること」 (3) 手洗いの手拭ひめのバーティカル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用前にマイタオルの持参を求めてもらいたい。） (4) 手洗いが難い場合は、アコ−ル等の手筋消毒薬を用意すること		
7 事後対応	選手の退室 (1) 応じた通りに拭き、他の利用者に汚なれさせると2.（神奈川県の介助を行なう場合を除く） (2) サイド持出せることのない場合は、一度入室する利用者の数を計測する等の措置を講じること (3) 室内には必ずスプレーディスペンサー・消毒液または落石綿を用意すること (4) 排気扇を常に運転し、換気用の穴を開けたり等、換気口に通さない (5) スタッフが利用する際は、入退室の前に手洗いをする。		
8 施設利用具等の対応	選手の管理 (1) ハンドルの握り持て、他の利用者に汚なれさせると2.（神奈川県の介助を行なう場合を除く） (2) サイド持出せることのない場合は、一度入室する利用者の数を計測する等の措置を講じること (3) 室内には必ずスプレーディスペンサー・消毒液または落石綿を用意すること (4) 手洗いは30分以上」「手の表示をすること」 (5) 手洗いの手拭ひめのバーティカル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用前にマイタオルの持参を求めてもらいたい。） 器具・施設・器具の管理 (1) 利用時にスポーツ用具を持参してもらうよう要請すること (2) やり取り用具を共用する際は、一度入室する利用者の数を計測する等の措置を講じること (3) スポーツ用具の貸出しを行なう場合は、貸出本体に利用者を特定できる工夫をするなど (4) 貸出器具を消毒する		
	選手の管理 (1) 他の利用者と密に接する場合には、顧客紹介士が密な状態にならないよう、必要に応じ、ありうる範囲を離れる等の対応をとること (2) 大声での会話は控えなくて会話を控えても、会話をする場合はマスクを用いること等の細かい事項を周知すること 運動・スポーツを行なう際の備考 (1) 呼吸装置の運転・転換するとき、定期的に胸を離れて外気を取り入れる等の換気を行なうこと (2) 体育館の床を走る・跳ぶ・滑る・蹴る・跳ねる・転ぶ等、密な状態にならないようにすること 施設の入口 (1) 手洗いの消毒設備を設置すること (2) 諸設備の使用料金を算出する 清掃・消毒 (1) 噴水・噴霧などがない場合は、ビニール袋に入れて密閉して静かに回収する人は、マスクや手袋を着用すること (2) 通常の清掃後は、不特定多数がいる環境表面を、始業前、終業後に消毒消臭すること その他 (1) 運動・スポーツの実施や飲食等に対する飲食物を利用者は、以下などを配慮して適切に行なうこと (2) 利用者が飲食物を手にする際に、手洗い、手拭消毒を行なうことを前提とする (3) スポーツリーグ等の実施規則について、ハイリスク・セミハイリスク・ローリスクと提供する (4) 飲食食事を終えた後は必ずマスクを着用すること		

2. 「段階的なトレーニング再開」のための留意点（コンディショニングの観点から）

＜各フェーズにおけるトレーニング及び活動内容＞

活動再開におけるタイムラインを5段階のフェーズに分類しました。

※以下のフェーズはあくまで選手の身体的負荷を考慮した参考情報となります。



＜段階的なトレーニング再開にあたっての基本情報＞

サッカーファミリーの 心と体の健康のために

フィジカルフィットネスプロジェクトより
指導者のみなさまへ

子どもたちは、思っている以上に活動自粛期間中の
運動不足により基礎的な体力が低下しています

【持久力】

マラソンのような持久力よりも
ダッシュ等を反復して繰り返す
ための回復能力が大きく低下!!

【筋力】

持久力ほどではないが
筋力も低下
体重増加の可能性もあり

サッカーに必要な体力

ダッシュ、ターン、キックなどを行う「筋力」
それらを繰り返せる「持久力（回復能力）」

自主トレ（ジョギング程度）だけでは、サッカーに必要な体力は低下

これらを「段階的」に高めないと「ケガ」につながる可能性大

【「段階的」に高めていく】

- トレーニング時間
- トレーニング強度
- トレーニング要素の種類

【長期休み明けTRの注意点】

- トレーニング時間の長さ
- トレーニング強度の高さ
- 急激な時間と強度の増加

- 早く体力を取り戻そうと焦る必要は全くありません
じっくりと時間をかけて子どもたちに必要な体力を戻しましょう

- 成長期なので個人のペースに合わせましょう。セット間、
セッション間のインターバル（休憩時間）をしっかりとり、
水分補給などで回復してからトレーニングしましょう

- オフ明け後は、ケガのリスクが増大します
⇒トレーニングのやり過ぎに注意して段階的に進めましょう！

ケガの予防についてはJFAホームページ内、11+もご参照ください

<https://www.jfa.jp/medical/11plus.html>

2020年5月



JFAではサッカー活動再開のためのフィジカルガイドラインを策定しています。

これまでの情報も含めて集約・随時更新しておりますのでご参照ください。

3. スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について (公益財団法人日本スポーツ協会資料より)

これから暑い日が続きます。これまでの新型コロナウイルス感染症対策とあわせて、熱中症予防対策が必要となります。特に、これまでの外出自粛の影響により、体力の低下や暑さに慣れていないこと、そして、マスクをつけてスポーツを行うと熱放散が妨げられることから、通常よりも熱中症のリスクが高くなっていますので、より注意が必要となります。

スポーツ活動再開時の 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ医・科学委員会委員長 川原 貴

新型コロナウイルスの主な感染経路は、接触感染と飛沫感染だと考えられています。そのため、スポーツ活動時の対策としては、いわゆる三つの密を避けることはもちろん、次のことが重要です。

- 周囲の人と距離を空ける
- こまめに手洗いあるいはアルコール消毒を行う
- スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する



さらに、スポーツ活動再開時は、以下についての配慮が必要となります。

- 体力低下と暑熱順化に配慮する^{※1}
これまでの外出自粛の影響により体力が低下していること、暑さへ慣れていないことが想定されます。これらは熱中症発症のリスク要因となるため、スポーツ活動を再開する場合はくれぐれも無理のないよう慎重に、運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切な水分補給を心がけてください。
- 日頃の体調管理と体調チェックを徹底する^{※2}
体調が悪いと体温調節機能が低下し、熱中症につながります。日頃から睡眠、食事をしっかりとり、生活リズムを整えるなど体調管理に配慮するとともに、スポーツ活動を行う前に必ず体調をチェックするように心がけてください。このことは、スポーツ活動中の熱中症予防はもちろん、新型コロナウイルス感染症対策にもつながります。
- マスクを着用できない場合は
周囲の人との距離を十分に空ける^{※3}
スポーツ活動中も飛沫の拡散を予防するため、できるだけマスクを着用することが望れます。ただし、マスクをつけてスポーツを行うと呼吸がしづらくなるため、これまでよりも運動強度を落として行うよう心がけてください。激しい運動を行うなどマスクが着用できない場合は、周囲の人との距離を十分に空けるよう心がけてください。

※1 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（日本スポーツ協会）
熱中症予防対策としては、基本的にはこれまでと同じです。スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものです。熱中症予防の原則として「スポーツ活動中の熱中症予防 5ヶ条」としてまとめています。
<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide01>



※2 安全に屋内・屋外で運動・スポーツをするポイントは？（スポーツ庁）
新型コロナウイルス感染症対策に関するスポーツを行う際のポイントとして、1) 運動やスポーツを始める前に行うこと（体調チェック）、2) 感染予防のための基本的な対応、3) 運動・スポーツの種類ごとの留意点がまとめられています。
<https://www.mext.go.jp/sports/content/000050039.pdf>



※3 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会）
新型コロナウイルスへの感染防止策として、1) スポーツの種類に関わらず、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を取ること、2) 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること、3) スポーツを行っていない間にマスクを着用すること（スポーツ活動中は可能な範囲でマスクを着用すること）などが定められています。
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>



4. スポーツ活動の意義（JFA の理念・ビジョン・バリュー）

新型コロナウイルスの影響下で活動が制限されていますが、活動の意義をもう一度確認しましょう。

【JFA の理念】

心身の健全な発達

【JFA のバリュー】

エンジョイ：スポーツの楽しさと

喜びを原点とすること

この時期だからこそ、

スポーツ活動をする喜びや大切さがあります。

スポーツを楽しみ、喜びを感じ、心身の健全な

発展につなげましょう！



新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き

本手引きは、JFA 主催の国内競技会（全国大会等）を開催するにあたり、新型コロナウイルスの感染症対策の詳細な部分を想定して設定しています。

競技会・試合運営に携わる皆様に本手引きの内容を理解していただき、主管 FA、参加チーム、審判員を中心に連携をはかりながら、円滑な運営につなげていただき、試合成立へ向けてご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 事前の対応

主管 FA は、会場において感染対策の準備を行うとともに、参加チーム、審判員、メディア等に対し感染防止のために遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。

(1) 感染対策責任者の設置

主管 FA 及び参加チームは、事前、試合日、事後にお互いが連絡を取り合える環境を構築するため、それぞれ感染対策責任者を設置する。

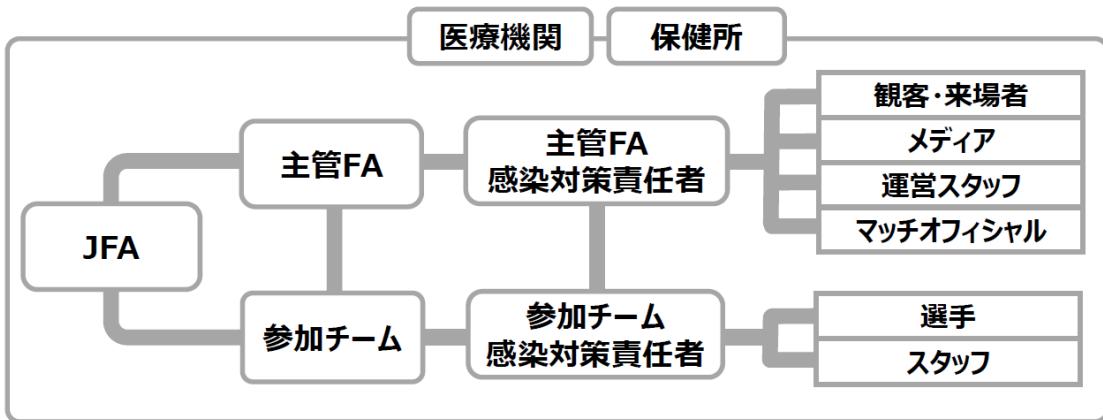
-1. 感染対策責任者の主な作業内容

主管 FA 及び参加チームの感染対策責任者の主な作業は以下のとおりとし、感染対策が実行されているかを確認し、改善を要する場合、その旨指示する。

主管 FA	<ul style="list-style-type: none">① 競技会運営における感染対策の立案、必要に応じてチェックシートの見直し② 競技会運営関係者および参加チーム、メディア等への感染対策計画の周知③ 手指消毒液設置の確認<ul style="list-style-type: none">・手指消毒液の設置確認および切れていないか、不足箇所がないか適宜巡回し確認する④ 関係者の体調管理の把握<ul style="list-style-type: none">・チーム、審判団の体温を記入したものを管理・その他関係者の体温を記入したものを管理・体温計の管理（動作等）⑤ 入場ゲートにおいて<ul style="list-style-type: none">・機器の管理、指導、作業チェック（サーモグラフィー、非接触体温計等の備品管理やスタッフの配置等）
参加チーム	<ul style="list-style-type: none">① 移動、競技会期間中における感染対策の立案② 選手、チーム役員、その他関係者への感染対策の周知③ 手指消毒液設置の確認<ul style="list-style-type: none">・手指消毒液の設置確認および切れていないか、不足箇所がないか確認する④ 関係者の体調管理の把握<ul style="list-style-type: none">・選手、チーム役員の体温を記入したものを管理、提出⑤ 入場ゲートにおいて<ul style="list-style-type: none">・選手、チーム役員全員の体温測定協力⑥ 換気の励行<ul style="list-style-type: none">・移動、控室、ミーティングルームでの換気

-2. 参加者への連絡

感染対策措置として、JFA、主管 FA は以下項目からなる感染対策ルールを事前に連携して伝えます。主管 FA 感染対策責任者は、参加チーム感染対策責任者、事前申請したメディア等の対応をします。また、運営に関わる運営スタッフ、ボランティア、その他関係者全員に対しても同様に事前に伝えます。



(2) 感染対策ルール

競技会および試合運営に関わる方々は、以下の事項を遵守する。

-1. 感染対策ルール

- ① 自主的に参加を見合させる（以下の事項に該当する場合）
 - ・体調が良くない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを着用する
- ③ 咳エチケットに十分配慮する
- ④ 手洗い、手指消毒をこまめに行う
- ⑤ 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- ⑥ 3 密（密閉、密集、密接）を避ける
- ⑦ 握手、抱擁などは行わない
- ⑧ フィールド上での唾・痰吐き、うがい等は絶対にしない
- ⑨ タオル、飲料ボトルなどの共用はしない
- ⑩ 健康チェックシートの提出
- ⑪ その他 JFA、主管 FA が示す注意事項を遵守する

-2. 参加対象者の特定（健康チェックシート提出予定者の特定）

参加チームは、3 週間前に競技会または試合に参加、帯同する選手、チーム役員等の対象者を特定し、用紙の配布等により健康チェックシートへの記入準備を開始する。

JFA、主管 FA は、必要に応じて参加チームより対象者リストの提出を求める。

-3. 健康チェックシート

以下事項を記載した健康チェックシートを回収し、健康状態について問題のないことを確認する。

- ① 氏名、生年月日、住所、連絡先（電話番号、Eメールアドレス）
 - ・個人情報の取扱いに十分注意する
- ② 競技会または試合開催 2週間前から当日までの体温
- ③ 競技会または試合前 2週間ににおける以下の事項の有無
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
 - ・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・臭覚や味覚の異常
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

-4. 参加可能な健康状態について

競技会 または 試合開催 2週間前から当日までの健康状態において 発症 及び 症状消失の状況が認められた場合、以下①および②の両方の条件を満たす状況であれば出場、参加が認められる。

- ① 発症後に少なくとも 8 日が経過している
- ② 薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも 3 日間が経過している
 - *解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤
 - **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

※8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと

※3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと

尚、上記に該当しない場合であっても PCR 検査または同等の検査(Smart Amp 法検査等)により陰性が確認されれば、参加可能とする。

対象者への対応は以下のとおりとし、上記に該当しない場合は、各感染対策責任者が対応し、参加を自粛させ、最終的に主管 FA 感染対策責任者が情報を把握する。

選手、チーム役員：当該チーム感染対策責任者

運営スタッフ、メディア：主管 FA 感染対策責任者

期間計算のイメージ図

発症日から8日間経過し、かつ、症状消失後3日間経過した場合、参加可能

0日	1日	…	8日	…	X日	X+1日	X+2日	X+3日	参加可能
発症		…		…	症状消失				

3日間

[ケース]

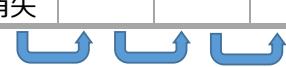
	0日	1日	…	8日	…	10日	11日	12日	13日
A	-13日	-12日	…	-5日	…	-3日	-2日	-1日	0日
	発症		…		…	症状消失			参加可能



	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
B	-8日	-7日	-6日	-5日	-4日	-3日	-2日	-1日	0日
	発症					症状消失			参加可能



	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
C	-8日	-7日	-6日	-5日	-4日	-3日	-2日	-1日	0日
	発症		症状消失						参加可能



-5. 乳幼児のマスク着用の考え方

日本小児科学会の見解（乳幼児のマスク着用の考え方）

- ① 乳幼児のマスク着用には危険があります。特に2歳未満の子どもでは、気をつけましょう
- ② 乳幼児は、自ら息苦しさや体調不良を訴えることが難しく、自分でマスクを外すことも困難です
- ③ また、正しくマスクを着用することが難しいため、感染の広がりを予防する効果はあまり期待できません
- ④ むしろ、次のようなマスクによる危険性が考えられます
 - ・呼吸が苦しくなり、窒息の危険がある
 - ・嘔吐した場合にも、窒息する可能性がある
 - ・熱がこもり、熱中症のリスクが高まる
 - ・顔色、呼吸の状態など体調異変の発見が遅れる

特に、2歳未満の子どもではこのような危険性が高まると考えます。子どもがマスクを着用する場合は、いかなる年齢であっても、保護者や周りの大人が注意が必要です。感染の広がりの予防はマスク着用だけではありませんので、保護者とともに集団との3密を避け、人の社会的距離を保つことも大切なことです。

(3) チームの移動

参加チームは、以下の点に留意して対応してください。

また、JFA、主管 FA は、以下の点に留意して対応します。

-1. 飛行機、新幹線

- ① 考え方

- ・チームは常に健康状態をモニタリングしている集団であり、チーム単位での移動により感染対策を万全にする

② 航空機

- ・航空機内は、空気が約3分で、すべて入れ替わる換気のよい空間です
- ・当面、機内での距離をとった配席運用になるとされています

③ 新幹線

- ・新幹線の車内も、6~8分ですべての空気が入れ替わる

-2. バスによる長距離移動

① バス会社への事前の依頼事項

- ・事前に車内を消毒する
- ・運転手の体調管理し、マスク、手袋を着用する

② バス車内での社会的距離

- ・バス内は密をさけるよう人数を極力減らし、着席する席の間隔を空ける（目安：定員50%まで）
- ・長時間（2時間以上等）移動の場合、複数台のバスにより密にならない状況を作るなどを検討する

③ その他の注意事項

- ・バス内ではマスクを着用する
- ・1時間につき3回の換気を推奨として、窓を開けて換気する
- ・サービスエリア等での休憩時もマスクを着用し、感染予防に務める

-3. 近距離の移動

① チームの移動は、可能な限り公共交通機関の利用を避け、バス、乗用車等を利用する

尚、会場の駐車場利用については主管FAの指示に従うこと

② 移動に際して、以下の点に留意する

- ・マスクを着用する
- ・長時間（2時間以上等）移動の場合、複数台に分乗して選手間の社会的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保を検討する
- ・1時間につき3回の換気を推奨として、窓を開けて換気する

-4. 移動中の食事

① 感染及び濃厚接触を防ぐ観点から、移動中には食事を慎むことが推奨される。

・理由は、電車又はバスの車内は狭く、食事の際にマスクを外すことになるため

② 移動中に食事をとらざるを得ない場合、以下例のとおり感染防止に十分配慮する。

- ・車内でできるだけ距離をとる。また対面せずわらう
- ・車内の換気に留意する
- ・食事をする者以外は、マスクをする
- ・食事の直前に手指消毒を行う（手指衛生剤を車内に携行し、使用する）

- ・食事は、できるだけ短時間で済ませる

(4) チームの宿泊

参加チームは、感染リスクを回避するため以下の点に留意して対応します。

また、JFA、主管 FA は、必要に応じて以下の点に留意して対応します。

-1. 接触による感染リスクからの回避

宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らし、感染リスクを減らす工夫をする

- ① 施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討する
- ② 動線（共用の廊下やロビー等）、エレベーターについては、時間を指定することも検討する
- ③ 食事会場をチーム専用とすることができますか検討する
- ④ チームが使用する部屋は事前に消毒、換気する（宿泊施設への依頼）
- ⑤ チームの不在時に清掃する、または、清掃しないことも選択肢となる

-2. 手指消毒液の設置

チームが訪れる各所に手指消毒液を設置する

（食事会場、マッサージルーム、ミーティングルーム、廊下（フロア等を専有する場合）、その他）

-3. チームの行動規範

- ① 自室以外ではマスクを着用する
- ② エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れないようにする
- ③ ホテルのサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らない

-4. 部屋割り

- ① 可能な限り絞った人数での宿泊とし、密を避けて設定する（対応できない場合は、選手同士の体調管理を徹底する）
- ② 部屋の換気を良くする（温度 21 度、湿度 50～60%が推奨される）

-5. マッサージルーム

- ① 室内を混雑させないよう留意し、換気を良くする
- ② 順番が来るまで室内に立ち入らない
- ③ マスク、手袋等を用いて、感染を予防する
- ④ トレーナーは、マスク・手袋・手指消毒など標準予防対策をとった上で対応する
- ⑤ 手袋の手配が難しい場合等、1 行為 1 手洗い（アルコールジェルでの刷り込み含む）をしっかり行う

-6. 食事

- ① 選手の席は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保し、向かい合わせの配席はない

- ② 十分に広い部屋がない場合、グループ分けして食事時間をずらす
- ③ 食事は一人ずつ取り分けた状態で用意する
- ④ 食事中、宿泊施設の方は部屋にいないようにし、片付けはチームが退出した後に行う
- ⑤ ビュッフェ形式は、取り分けにより感染リスクが想定されることから見合わせる

-7. ミーティング

- ① 試合前を除き可能な限り、WEB会議システムの利用を検討する
- ② 対面にて実施する場合、部屋の換気に留意する
- ③ 監督、コーチ、選手が、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保して着席する

(5) 会議・セレモニーの計画

感染防止のため、競技会開催にあたり付帯して行われる以下の会議やセレモニーの実施方法を検討する。

-1. 監督会議／代表者会議

監督会議、代表者会議を実施する場合は、以下の点に注意して対応する。

- ① 3密を避けるため、原則としてWEB会議システムにて開催する
- ② WEB会議システムでの開催が難しい場合は、参加チームへの連絡事項・注意事項等をメールで展開するなど、大勢の人数が一堂に会して3密にならないよう工夫する
- ③ ユニフォーム決定は、競技会開催前に参加チームよりユニフォーム写真を提出してもらい、その試合で着用する正副いずれか一方をJFAが事前に決定して参加チームに通知する

-2. 開会式

開会式を実施する場合は、以下の点に注意して対応する。感染対策により実施しないことも検討する。

- ① WEB会議システムにて開催する
- ② 屋外、フィールド等にて行い、簡略化して行う
- ③ 登壇者、運営スタッフは、マスクを着用する
- ④ 握手は行わない
- ⑤ 集合写真の撮影は行わない

-3. 表彰式

表彰式を実施する場合は、以下の点に注意して対応する。感染対策により実施しないことも検討する。

- ① トロフィーは表彰プレゼンターとチームを代表した選手が、距離（2m以上）を置いて立ち、授与のみ行う
- ② 賞状は表彰プレゼンターとチームを代表した選手が、距離（2m以上）を置いて立ち、読み上げをせずに、授与のみ行う

- ③ メダル掛けを行う場合は、プレゼンターからの授与は行わず、テーブルの上等にメダルを設置し、受賞者（役員・選手）が自身でメダルを取り首に掛ける
 - ④ 表彰プレゼンター、運営スタッフは、マスクを着用する
 - ⑤ 握手は行わない
- ※プランを立てておいて、その時の情勢を見て判断する